

5 国家公務員

月例給、特別給とも5年連続の引き上げを勧告——人事院

人事院（一宮なほみ総裁）は8月10日、今年度の国家公務員の給与改定について、月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げるよう、国会と内閣に対して勧告した。月例給の引き上げ幅は平均655円（0.16%）で、特別給の引き上げ月数は0.05カ月。5年連続で月例給、特別給ともに引き上げる内容の勧告となった。また、人事院は同日、政府から検討の要請を受けていた国家公務員の定年引き上げについて、段階的に65歳に引き上げる意見の申出を行った。



人事院が国家公務員と民間の従業員（約53万人対象）の4月分の給与を調査し、比較したところ、民間給与が公務の給与を平均655円（0.16%）上回ったため、その分の較差を解消するために引き上げを行う。655円のうち、72円は俸給等の改定に伴い手当額が増減する分である「はね返し分」となるため、純粋に俸給の引き上げ分となるのは583円。

具体的な改定方法については、行政職俸給表（一）について、民間の初任給との間に差があることから、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度と高卒程度の両方）で採用される職員の初任給を1,500円引き上げる。また、若年層について1,000円程度引き上げる。それ以外の層については、400円の引き上げを基本に改定としている（平均改定率は0.2%）。俸給表の改定は今年の4月1日に溯って実施する。

ボーナスである特別給に関しては、年間支給月数を現行から0.05カ月分

引き上げて4.45カ月とする。引き上げ分は、業績評価の結果が反映される「勤勉手当」部分に全て配分する。

残業の上限を1月45時間などと設定

勧告とともに提出した「公務員人事管理に関する報告」では、先の国会での働き方改革に関連する法改正により、民間労働者において時間外労働の上限等が定められるなどの内容が来年4月から施行されることを踏まえ、長時間労働の是正措置などを盛り込んだ。

超過勤務命令の上限を、人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間など）と設定する。また、健康確保措置として、1カ月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対して、本人からの申出がなくても、医師による面接指導を行うようにする。超過勤務の多い職員から申出があった場合の面接指導については、その対象となる超過勤務時間数の基準を1カ月100時間から80時間に引き下げる。

さらに、民間労働法制に倣い、各省庁の長は休暇の計画表を活用することなどにより、年間の年次休暇の日数が10日以上、確実に年次休暇を使用できるように配慮することも言及した。

公務員の行動規範など再度徹底

決裁文書の改ざん、幹部職員によるセクシュアル・ハラスメントなど、国家公務員に絡む問題が相次いだことから、「国民の信頼回復に向けた取組」を言及。倫理観・使命感の醸成を

図るため、行政研修などで公務員として守るべき行動規範に対する認識について再度徹底を図るとした。セクハラ防止策としては、外部の者からの相談窓口（各府省から独立した位置づけ）を人事院に設けることや、課長級職員・幹部職員への研修の義務化などを講じていくことを明記した。

段階的な65歳定年引き上げが必要

人事院は同日、定年を段階的に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出も国会と内閣に対して行った。今年2月、政府が人事院に対し、政府が整理した論点に基づいて定年の段階的引き上げに関して検討することを要請。意見申出はこれを受けたもの。

意見申出は、「複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠」と強調し、「定年を段階的に65歳に引き上げることが必要と考える」と主張した。

引き上げる際は、同時に役員定年制を導入。管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任・転任する。60歳を超える職員は希望により短時間勤務に変更することもできる。60歳超の職員の俸給月額を、民間の動向を踏まえ、原則として60歳前の7割に引き下げを提案した。

（調査部）